

「節電要請時における自家発の活用拡大策について」に関するよくあるお問い合わせと回答 (FAQ)

平成23年12月2日
資源エネルギー庁 電力市場整備課 電力基盤整備課

本誌1月号に続き、昨年11月16日に公表された「節電要請時における自家発の活用拡大策について」に関して、問い合わせの多い内容を「Q & A形式」で紹介します。

Q1 この仕組みは、いつ利用可能ですか？

A1 原則として、この仕組みに関する指針である「節電要請時における自家発の活用拡大策について」を公表した平成23年11月16日以降、政府または電気事業者（電力会社・特定規模電気事業者 (PPS)）が数値目標付きの節電要請を実施している期間が対象となります。

Q2 電力会社の供給区域を越えて、この仕組みを活用することは可能ですか。その場合、誰に相談すれば良いですか。

A2 可能です。まずは、数値目標付きの節電要請を行っている電力会社の管内で、節電をする必要のある事業所に小売供給を行っている電気事業者にご相談ください。

Q3 今回の活用拡大策実施による電気事業法や関連する政省令等ルールの変更はありますか？

A3 この仕組みを導入するにあたって、法令の変更はありません。電力会社の自主的な対応である自家発の余剰電力の買取りについて、節電要請がなされている需要家の節電の取組の選択肢を拡大することによって生産活動への影響を極力抑える観点から、政府において実施に際しての指針を示したということです。

Q4 既に自家発余剰電力を電力会社等に買い取ってもらっている場合や、昨年度より自家発余剰電力を増やした場合どのように扱われますか？

A4 もともと発電事業として余剰電力をA電力会社に売電している場合には、A電力会社にとって供給力の増加につながらないので、その分を節電分とみなすのは困難であると考えております。また、契約更改をして新たに契約を締結しなおすような場合も、実質的な供給力の増加に繋がらないため対象外と考えております。一方で、これまでの契約より売電量を増やした場合、その増加分については対象となり得ると考えております。

Q5

余剰電力の売却は特定規模電気事業者(PPS)に対して行い、小売供給は電力会社から受けている場合にも、今回の自家発活用拡大策の活用が可能となりますか？

A5

この仕組みの対象は、数値目標付きの節電要請を行っている地域の電気事業者(電力会社・PPS)に対して、実際に自家発余剰電力を売却した場合です。経済産業省が公表している指針「節電要請時における自家発の活用拡大策について」のケース1で言えば、X社がPPSに余剰電力を売却し、Y社、Z社が同じPPSから小売供給を受けている場合は、PPSとの協議が整えば、当該需要家が、X社の余剰電力の売却をY社、Z社の節電としてみなすことは可能(X社がPPSに売却した余剰電力相当分がA電力会社の管内で活用される前提)であると考えております。また、X社がPPSに余剰電力を売却し、Y社、Z社がA電力会社から小売供給を受けている場合であっても、PPSがX社から買い取った余剰電力を活用してA電力管内の別の需要家に小売供給する場合には、実質的にA電力会社管内の供給力増加に寄与したものとみなすことが可能であると考えられることから、当該需要家が、X社の余剰電力の売却をY社、Z社の節電としてみなすことは可能であると考えております。

他方で、ケース2の場合で、X社a工場がA電力管内のPPSに余剰電力の増加分を売却し、X社b工場、X社c工場がB電力会社から供給を受けている場合には、直ちに当該需要家の節電としてみなされる仕組みにはなっておりません。ただし、この場合において、余剰電力の売電増加分を①PPSが託送供給を利用してB電力管内の別の需要家に小売供給する場合や、②PPSがB電力会社に余剰電力相当分を売却(X社a工場からB電力会社への売電の代行を含む)する場合には、実質的にB電力会社管内の供給力増加に寄与したものとみなすことが可能であると考えられることから、当該需要家が、X社a工場の余剰電力の売電増加分をX社b工場、X社c工場の節電とみなすことが可能であると考えられます。余剰電力の売却に関しては、当事者間の協議により決定されますので、各契約先の電気事業者とご相談ください。

Q6

今後、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が実施される場合にも、この仕組みは活用できますか。

A6

政府としては、あらゆる政策を総動員し、ピーク電力不足を最小化することとしており、電気の使用制限の実施を極力回避することを目指しております。しかしながら、万一、電気事業法27条に基づく電気の使用制限が実施された場合には、この仕組みの活用も含め、検討する必要があると考えております。

以上